

令和6年度第7号議案

令和6年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「国民健康保険に関する事務」に係る
特定個人情報保護評価（全項目評価）の
再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部医療保険課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 7 年 4 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号利用法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部医療保険課



24 健医送第 5293 号
令和 6 年 10 月 30 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 7 年 4 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号利用法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情

報保護委員会告示第4号)の別表で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

令和3年9月1日施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)に基づき、国民健康保険システムを標準化法の定める標準化基準に適合させるため、令和8年1月に標準準拠版機能へのシフト及びガバメントクラウド環境へのリフトを実施する。これに伴い、公表済みの国保評価書に、特定個人情報の保管場所、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の記載を追加することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更項目

【別添1】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募(パブリックコメント)の状況について

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和6年9月15日から10月15日まで

(2) 意見の件数

1件

(3) 意見内容

素晴らしいと思います。

(4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期(予定)

令和6年9月 区民意見公募(パブリックコメント)実施

令和6年11月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部医療保険課

8 参考資料

【別添1】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」